

奈良春日病院介護医療院 重要事項説明書

令和 7 年 4 月 1 日現在

1.施設の概要

施設の名称	医療法人 新仁会 奈良春日病院 介護医療院		
代表者	理事長 鹿島 洋一		
管理者	院長 生駒 行拡		
所在地	〒630-8425 奈良県奈良市鹿野園町 1212 番地の 1		
電話番号	0742-24-4771（代表）		
指定事業所番号	奈良市 第 29B0100019 号		
入所定員	計 152 床		
	【3 階(かえで)棟：52 床・4 階(けやき)棟：50 床・5 階(ひのき)棟：50 床】		
併設施設	・奈良春日病院		186 床
	障害者施設等一般病棟		(19 床)
	地域包括ケア病床		(23 床)
	医療療養病棟		(96 床)
	特殊疾患病棟		(48 床)
	・奈良春日病院 居宅介護支援事業所		
	・訪問看護ステーション「こまどり」		
	・奈良春日病院 通所リハビリテーション	月～金	40 名
		土曜日	6 名
	・春日グループホーム 雪月花(1 ユニット(9 名)×3)		(27 名)

2.運営既定の概要

〈事業の目的〉

「医療法人 新仁会 奈良春日病院」が開設・運営を行う指定介護医療院サービス事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

〈事業の方針〉

入所者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、医学的管理下における看護、介護、機能訓練、その他の必要な医療を行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。また、明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村をはじめ、その他の介護保険事業者、福祉サービス事業者、医療機関と綿密な連携をとり総合的にサービス提供が受けられるように努める。

3.設備の概要

居室・療養室	1人部屋	本館3階	4室	12.03㎡～16.05㎡
		本館4階	4室	13.66㎡～16.59㎡
		本館5階	3室	13.66㎡～16.23㎡
	2人部屋	本館3階	2室	16.54㎡～16.64㎡
		本館4階	2室	16.89㎡～17.10㎡
		本館5階	3室	16.05㎡～16.89㎡
	3人部屋	本館4階	2室	28.38㎡
		本館5階	3室	28.38㎡～30.21㎡
	4人部屋	本館3階	11室	28.38㎡～40.01㎡
本館4階		9室	30.21㎡～33.84㎡	
本館5階		8室	32.96㎡～33.84㎡	
浴室	一般浴 特殊浴室			
診察室	病院と共用			
食堂・談話室・ レクリエーションルーム	3室	本館3階	55.03㎡	
		本館4階	84.29㎡	
		本館5階	84.29㎡	
機能訓練室	理学療法室		1室	402.00㎡
	作業療法室		1室	168.00㎡
	言語聴覚室		2室	6.45㎡～20.40㎡
その他の設備	処置室・臨床検査室・レントゲン室・薬局(病院と共用)			

4.施設の人員配置

管理者（兼任）	1名	理学療法士	必要に応じた員数
医師	3名以上	作業療法士	
看護職員	26名以上	言語聴覚士	
介護職員	38名以上	薬剤師	1名以上
介護支援専門員	2名以上	管理栄養士	1名以上

5.提供するサービス

(1) 施設サービス計画書の作成の立案

介護支援専門員（ケアマネージャー）が入所者のニーズに合った、「施設サービス計画書」を立案致します。また、入所者の希望・状態に応じて、適切なサービスを提供致します。

(2) 食事

管理栄養士の献立による食事を、可能な限り食堂において、入所者の皆様と共に、食事をしていただきます。

(3) 入浴

一般浴槽と特殊浴槽があり、可能な限り週2回入浴していただきます。

(4) 日常生活上の介護

「施設サービス計画」に沿って24時間、日常生活上の介護を行います。

(5) 機能訓練

「施設サービス計画」に沿って、リハビリスタッフが随時行います。

(6) その他

日常生活上、必要な物品の購入または貸与を代行致します。

(費用は別途ご負担願います。)

6. サービス利用料金

(1) 決定基本料(介護医療院I型 サービス費)：地域単価 10.27 円/単位

自己負担額：1割(ご利用いただく方の年金等の収入に応じて、2割または3割のご負担になることがございます。)

① 多床室(看護6:1・介護4:1)

[単位/日]

	サービス費(I型)
要介護1	833 単位
要介護2	943 単位
要介護3	1,182 単位
要介護4	1,283 単位
要介護5	1,375 単位

② 従来型個室(看護6:1・介護4:1)

[単位/日]

	サービス費(I型)
要介護1	721 単位
要介護2	832 単位
要介護3	1,070 単位
要介護4	1,172 単位
要介護5	1,263 単位

③ その他の加算

・初期加算(入所日から起算して30日以内)	30 単位(1日)
・協力医療機関連携加算(I)	100 単位(1日)
・緊急時治療管理(連続して3日を限度)	518 単位(1日)
・高齢者施設等感染対策向上加算(I)	10 単位(1月)
・高齢者施設等感染対策向上加算(II)	5 単位(1月)
・他科受診時費用(1月に4日までを限度)	362 単位(1日)
・外泊時費用(1月に6日までを限度)	362 単位(1日)

・退所前訪問指導加算(限度2回)	460 単位(1 回)
・退所後訪問指導加算(退所後 30 日以内)	460 単位(1 回)
・退所時指導加算(退所後限度 1 回)	400 単位(1 回)
・退所時情報提供加算(I)	500 単位(1 回)
・退所時情報提供加算(II)	250 単位(1 回)
・退所時栄養情報連携加算	70 単位(1 回)
・退所前連携加算	500 単位(1 回)
・訪問看護指示加算	300 単位(1 回)
・再入所時栄養連携加算(一人につき 1 回)	200 単位(1 回)
・経口移行加算(経口移行計画が作成されてから 180 日以内)	28 単位(1 日)
・療養食加算(1 日 3 回までを限度)	6 単位(1 回)
・口腔衛生管理加算(I)	90 単位(1 月)
・口腔衛生管理加算(II)	110 単位(1 月)
・排せつ支援加算(I)	10 単位(1 月)
・夜間勤務等看護加算(IV)	7 単位(1 日)
・科学的介護推進体制加算(I)	40 単位(1 月)
・安全対策体制加算(入所時)	20 単位(1 回)
・サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位(1 日)
・介護職員等处遇改善加算Ⅳ	請求単位数の 2.9%

④ 特別診療費

・褥瘡対策指導管理(I)	6 単位(1 日)
・褥瘡対策指導管理(II)	10 単位(1 月)
・感染対策指導管理	6 単位(1 日)
・薬剤管理指導(週 1 回・月 4 回まで)	350 単位(1 回)
・重症皮膚潰瘍管理指導	18 単位(1 日)
・理学療法(I)	123 単位(1 回)
・作業療法	123 単位(1 回)
・言語聴覚療法	203 単位(1 回)
・摂食機能療法(月 4 回まで)	208 単位(1 回)
・理学療法・作業療法及び言語聴覚療法に係る加算	33 単位(1 月)
・医学情報提供(I)	220 単位(1 回/1 退院)
	(10 円/単位)

(2) その他の料金

食費及び居住費

[円/1日]

	食費	居住費	
		多床室	従来型個室
第4段階(課税) 1割 現役並み所得(課税) 3割/2割	1,800円	610円	1,560円
第3段階(非課税) ②合計所得+課税年金収入額+非課税年金収入額が、120万円超	1,360円	430円	1,370円
第3段階(非課税) ①合計所得+課税年金収入額+非課税年金収入額が、80万円以上120万円以下	650円		
第2段階(非課税)	390円		550円
第1段階(非課税)	300円	0円	

(3) 特別の病室を提供することによる利用料金

303・305号室(3階 かえで棟)	2,750円/日 (消費税込み)
406号室 (4階 けやき棟)	
506号室 (5階 ひのき棟)	
317・318号室(3階 かえで棟)	1,650円/日 (消費税込み)
403・405号室(4階 けやき棟)	
503・505号室(5階 ひのき棟)	

7.守秘義務

事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た入所者及びその家族(身元引受人)に関する個人情報を、正当な理由なく、第三者に漏らすことはありません。「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」の取り扱いについては厳重なる処置を講じます。

この守秘義務については、本契約終了も同様です。

8.相談・苦情対応

施設の設備またはサービスに関する入所者の要望・苦情については、フロア主任・ケアマネージャー、または東館 1 階の地域医療連携室の相談員

(月～金曜日：9:00～17:00・土曜日：9:00～13:00)が受付致します。

また、各フロア及び本館 2 階ロビーに投書箱を設置しておりますのでご利用ください。

奈良春日病院 地域医療連携室 担当 木村 孝司

奈良市鹿野園町 1212-1 TEL:0742-24-4771(代表)

<外部相談窓口>

① 各市町村の介護保険担当課

奈良市役所 介護福祉課

奈良市二条大路南 1 丁目 1-1

TEL:0742-34-5422(ダイヤルイン)

② 奈良県国民健康保険団体連合会

奈良県橿原市大久保町 302-1

TEL:0120-21-6899(フリーダイヤル)

③ 奈良県運営適正化委員会

奈良県橿原市大久保町 320 番地の 11

TEL:0744-29-1212(代表)

9.身体の拘束等

事業者は、原則として入所者に対して身体拘束を行わないようにしますが、自傷他害の恐れ、緊急やむを得ない場合には、医師及び委員会が判断しご家族に同意を得た上で身体拘束等、入所者の行動制限を行うことがあります。

緊急時やむを得ず身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録します。また、身体拘束を行った場合には、定期的に見直しを実施し、速やかに身体拘束が解除できるように努めます。

10.高齢者虐待

事業者は入所者等への虐待の発生及びその再発を防ぐため、必要な措置を講じます。

1. 虐待防止のための委員会を設置し、サービスの向上・改善に努めます。
2. 施設における虐待の防止のための指針を整備します。
3. 従業者に対して、虐待を防ぐための研修を定期的 to開催することで、人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。

4. 虐待に関するご相談等については、以下の担当者またはフロア主任・ケアマネージャー、東館 1 階にあります地域医療連携室までご相談ください。

虐待相談担当者 師長 宇陀 真砂美

11.ハラスメント行為について

事業者は下記のハラスメント行為について、事業所の安全性を確保するため、固くお断り致します。(サービスの中断や契約解除をさせていただくことがあります。)

- ・**身体的暴力** : 身体的な力を使って危害を及ぼす行為。
- ・**精神的暴力** : 個人の尊厳や人格を、言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
- ・**セクシャルハラスメント** : 意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為。

12.感染症対策

事業者は、感染症の発生又はその再発を防ぐため、以下に掲げる措置を講じます。

1. 感染防止のための委員会を設置し、定期的を開催することで、“早期発見”・“拡大防止”・“予防”に努めます。
2. 感染症に対する指針を整備し、それに基づいて対応を図ります。
3. 従業者に対して、感染症予防のための研修を定期的を実施することで、感染症に対する意識、知識や技術の向上に努めます。
4. 事業者は、非常時に備えた感染症対策訓練を行います。

13.非常災害時の対応

事業者は非常災害時に対して、以下の必要な措置を講じます。

1. 事業者は、地域住民と共同して、非常災害に対する防災計画を策定します。
2. 非常災害が発生した場合、事業者が定める防災計画に基づき、入所者の安全を確保します。
3. 事業者は、非常災害時の具体的な方法、地域住民・関係機関等と連携を常時確保します。
4. 非常災害に備え、地域住民と協同で定期的な総合防災訓練を年 2 回以上行います。

14.業務継続に向けた取り組みについて(BCP:business continuity planning)

1. 感染症等や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15.事故等、緊急発生時の対応

入所者に事故や緊急な事態が発生した場合は、速やかにご家族様(身元引受人)及び関係する市町村に連絡を取り必要な措置を講じます。

また、夜間・休日でも当直の医師及び看護職員が対応致します。その結果により事故の原因究明と再発防止について、関係者間で対策を検討致します。

当施設は、損害賠償保険に加入しております。

安全対策担当者 師長 宇陀 真砂美

【協力医療機関】

名 称 医療法人新仁会 奈良春日病院

住 所 奈良市鹿野園町 1212 番地の 1

【協力医療機関】

名 称 社会福祉法人恩賜財団 済生会奈良病院

住 所 奈良市八条 4 丁目 643 番地